

第一片

現金払込書・領収証書 **国庫金**

(番号)

下記の金額を領収しました。

(領収年月日及び領収者名)

(収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏又は分任収入官吏代理官職氏名)

(年度)							
(会計)							
(取扱庁名(番号))							
払込金額	百	十	万	千	百	十	円

翌年度 月 1 日以降現年度歳入組入

領 収 控	国 庫 金	⑩	
			(番 号)
(収入官吏、収入官吏代理、分任収入官 吏又は分任収入官吏代理官職氏名)			下記の金額を領収しました。 (領収年月日及び領収者名)
(年 度)	(会 計)	(主 管 又 は 所 管)	
(取 扱 庁 名 (番 号) )			
払込金額	百	千	円
翌年度 月 1 日以降現年度歳入組入			

領 収 済 通 知 書 国 庫 金

(番 号)

あて先

(歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地)

(収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏又は分任収入官吏代理官職氏名)

下記の金額を領収しました。

(領収年月日及び領収者名)

(年 度)	(主管又は所管)
(会 計)	

(取扱庁名(番号))						
払込金額	百	十	千	百	千	円

翌年度 月 1 日以降現年度歳入組入

## 備考

- 1 用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
- 2 各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
- 4 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程第86条の2又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
- 5 勘定のある特別会計にあつては、「〔取扱庁名（番号）〕」を「〔取扱庁名（番号）〕〔勘定区分）〕」と読み替えるものとする。
- 6 日本産業規格 X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するとき、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。